

板橋区地域保健福祉計画推進本部設置要綱

(平成 17 年 3 月 29 日区長決定)

(設置)

第 1 条 「いたばし健康福祉都市宣言」の実現のための総合的な地域保健福祉施策の推進を図るため、板橋区地域保健福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、推進本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、板橋区組織規則で定める部長及び担当部長、保健所長並びに板橋区教育委員会事務局組織規則で定める事務局次長及び担当部長の職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第 3 条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域保健福祉計画に係る諸施策の協議及び推進に関すること。
- (3) 地域保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。
- (4) その他地域保健福祉に関わる重要な事項に関すること。

2 計画の推進にあたっては、必要に応じ、区民及び学識経験者その他区長が必要と認めた者で構成される板橋区地域保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の助言を得るものとし、協議会の設置については、別の要綱に定めるものとする。

(会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を推進本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第 5 条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総務する。

- 5 副幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認める場合は、別表に掲げる職にある者以外の者を幹事とすることができる。
- 8 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 9 幹事会は、幹事長が招集する。
- 10 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を幹事会に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、福祉部生活支援課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月29日から施行する。

(板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱の一部改正)

- 2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成16年7月12日一部改正)

第3条第4項に規定する別表第2に「教育委員会学務課長」を追加する。

付則

この要綱の別表第2の改正は平成18年6月23日から施行する。

付則

この要綱の第2条第3号の改正は平成19年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱の一部改正は平成22年12月15日から施行する。

- 2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成9年6月16日区長決定)は、廃止する。

付則

この要綱の一部改正は平成25年8月26日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は令和２年４月１日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和６年４月１日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

別表（第５条第７項関係）

幹 事	板橋区保健所長
	政策経営部政策企画課長
	政策経営部財政課長
	危機管理部地域防災支援課長
	区民文化部地域振興課長
	健康生きがい部長寿社会推進課長
	健康生きがい部介護保険課長
	健康生きがい部健康推進課長
	健康生きがい部予防対策課長
	健康生きがい部板橋健康福祉センター所長
	健康生きがい部おとしより保健福祉センター所長
	福祉部生活支援課長
	福祉部障がい政策課長
	福祉部障がいサービス課長
	福祉部板橋福祉課長
	子ども家庭部子ども政策課長
	子ども家庭部（子ども家庭総合支援センター）支援課長
	教育委員会事務局教育総務課長
	教育委員会事務局学務課長